

入札参加者の皆様へ

平成 27 年 7 月 13 日
宇都宮市理財部契約課

総合評価落札方式施工計画の様式の見直しについて

平成 27 年 4 月から施工計画書の作成にあたり、施工上配慮すべき事項や工事品質の確保につながる内容をより具体的かつ簡潔に記述できるよう様式を別紙のとおり見直しております。

このところ、施工計画書の提出にあたり、以下の事例など市が提示している記載条件以外での提出が見受けられます。つきましては、最新の様式及び注意事項を確認し作成をお願いします。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱うものとします。

（事例）

- ・旧様式を使用した施工計画の作成
- ・文字の大きさが 10.5 ポイント未満での記述 など

平成 27 年 7 月 2 日付け掲載しておりました（事例）について以下のとおり訂正します。

（正） 文字の大きさが 10.5 ポイント未満での記述

（誤） 文字の大きさが 10.5 ポイント以下での記述

様式 2 - 4 号 (評価項目算定用)

施 工 計 画

工 事 名		商 号 又 は 名 称	
工事箇所			

○工程管理について

円滑な工程管理の方法や工期短縮に関する特記すべき提案を記載すること。

○品質管理について

工事の特性を踏まえた重点管理箇所の指定や、特筆すべき管理手法、厳正な社内規格値の設定など、工事目的物の品質向上に関する提案を具体的に記載すること。

○施工上特に配慮すべき事項

施工箇所において、特に必要とされる、安全管理や騒音振動などの環境管理対策などに配慮を要する点の明記と、その対応策について具体的内容を記載すること。

は、記載すべき内容であり、記載に当たっては削除してください。

- (注) 1 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、重要度の高い順に箇条書きで簡潔に記述する。
 2 A 4 用紙 1 頁で作成すること。(図表等の参考資料を A 4 用紙 1 頁で添付することは可とする。)
 3 当該工事の特性を十分把握した上で、工夫する事項について具体的に記述すること。
 4 別添の「評価されない事項」を参考にすること。

施工計画書作成の際は、上記の注意書きを削除し記述してください。

評価されない事項

当該工事の特性に合わせたものでないもの

- ・ 設計図書，共通仕様書，法令及び各種指針，便覧，仕様書並びに各種基準に規定された内容を単に転写したもの
- ・ 施工箇所の特性（地形，地質，気象，環境，地域性等）が考慮されていないもの

効果が不明確なもの

- ・ 提案内容の効果が証明されないもの
- ・ 曖昧な表現のもの
 - 「必要に応じて・・・努力する。」，「原則として・・・」，「・・・するように努める。」，「出来るだけ・・・」，「必要に応じて・・・」など
- ・ 実施することで品質の低下が懸念されるもの
- ・ 履行の確実性・実効性に疑義があるもの

その他

- ・ 仕様書や法令等に反する記載をしているもの
- ・ 施工時の安全性への配慮が欠けるもの
- ・ 工事目的物の変更が伴うもの
- ・ 各小項目において 1 提案とすべき内容を複数提案として分けたもの
- ・ 近接する他工事との調整や他機関等との協議を要するもの
- ・ 工夫の範疇を超えた，施工価格が大幅に上昇することが予想されるもの
- ・ その他